

< 企画課国立施設管理室 >

国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関する施策を推進するため、医療から職能訓練まで総合的リハビリテーションを実施し、障害者福祉に関する技術的調査研究や実践に取り組み、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営されている。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内の障害者（児）のリハビリテーションの需要等に応えるため、これら国立施設の訓練内容、処遇技術、情報提供、人材育成等の機能を有効に活用されるようお願いする。

また、平成15年4月の利用契約制度への移行に伴い、国立身体障害者更生援護施設への入所に当たっては、他の身体障害者更生援護施設への入所とは異なった手続きが必要となることから、利用契約制度への円滑な移行に向け、平成14年6月を目途に入所に関する取扱い規定（厚生労働省告示）の整備や通知の改正を行うこととしている。

なお、国立更生援護施設の概要については、**資料1**（P58）のとおりである。

1 国立身体障害者リハビリテーションセンター

国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいては、我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ① 総合的リハビリテーションの実施
- ② リハビリテーション技術の研究と開発
- ③ リハビリテーション関係専門職員の養成・研修の実施
- ④ リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤ リハビリテーションに関する国際協力

等を行っているところである。

特に、平成14年度においては、次の事業について重点的に取り組むこととしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、当事業へのご理解とご協力方よろしくお願いしたい。

○ 高次脳機能障害支援モデル事業

当事業は、平成13年度からの3年計画のモデル事業として、外傷性脳損傷等により失語症、記憶障害、注意障害などの機能障害を有する障害者に対する取り組みとして、国立身体障害者リハビリテーションセンターが中心となり地方拠点病院等との連携のもと、これら患者に対する標準的な「評価基準」及び「支援プログラム」の確立を図ることを目的としている。

平成13年度には、北海道、札幌市、宮城県、千葉県、埼玉県、神奈川県、名古屋市、三重県、大阪府、岐阜県、福岡県、福岡市、北九州市の協力により、高次脳機能障害の症例の集積及び支援プログラムの作成に着手しているところであり、平成14年度においても引き続きご協力願いたい。

平成14年度には、

- ① リハビリテーションサービス事業として、試行的実践を通じて標準的な「評価基準」及び「支援プログラム」を作成し、中間とりまとめ
- ② 情報収集・提供事業として、国内外の高次脳機能障害者に係る統計資料等の収集及び情報提供
- ③ 研修事業として、具体的な研修カリキュラムの検討を実施することとしている。

2 国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター）は、人生の途中で失明された視覚障害者の自立と社会参加を促進するため、

- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を養成する理療教育
 - ② 基礎的な日常生活動作等を修得させる生活訓練
- を実施しているところである。

については、これら各センターを各ブロックにおける視覚障害者のリハビリ施設として積極的に活用され、中途失明者等の視覚障害者の自立と社会参加への支援に努められたい。

3 国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター）は、重度身体障害者の自立と社会参加を促進するため、医学的管理の下に各種リハビリテーションを実施しているところである。

また、重度身体障害者更生援護施設のモデル施設として、特に脊髄（頸髄）損傷者を中心とした医学的リハビリテーション及び職能訓練等に重点的に取り組むほか、これら重度障害者の居宅生活を支援するための住宅改造に関する支援や専門職員等に対する実習・研修施設として重点的に機能しているところである。

については、これら機能を積極的に活用されるよう管下市町村、関係施設等に対する助言方願いする。

4 国立知的障害児施設（国立秩父学園）

国立知的障害児施設は、唯一の国立の知的障害児施設として、

- ① 知的障害の程度の著しい児童又は視覚等に障害のある知的障害児の保護・指導
 - ② 自閉症等の特有の発達障害を有する在宅の児童に対する「外来診療」及び「通園療育指導事業」
 - ③ 知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修
- を実施しているところである。

また、従来より自閉症等特有の発達障害を有する児童の療育に医療的対応から福祉的対応まで一貫して取り組んでおり、これら療育指導に係る技術の質的充実を図るとともに、その成果を全国に提供することにより自閉症等に対する正しい理解と社会福祉の増進を図っているところである。

平成14年度には、特に自閉症等対策として

- ① 自閉症等特有の発達障害を有する障害児（者）及び家族等に対する専門的な相談支援、療育サービス等を行う拠点として、全国の知的障害児施設等に附置される「自閉症・発達障害支援センター」（仮称）（詳細は、障害福祉課資料参照）において、相談支援、療育支援等に携わる職員の資質向上を図るための研修事業の実施
- ② 保護者を対象にした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的とした

「自閉症子育て支援セミナー」及び施設職員や教師等を対象にした実践を通じた療育援助技術の修得を目的とする「自閉症トレーニングセミナー」の内容充実など、自閉症等の特有の発達障害を有する児童等に対する療育支援の取り組みを強化することとしている。

については、当学園の実施する研修事業等への積極的な参加について、管下市区町村、関係施設に対して助言方願います。

また、平成12年6月に知的障害者福祉法が改正され、平成15年4月から知的障害福祉に関する事務について市町村への委譲が行われることにより、知的障害者更生相談所の業務として、新たに市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要とする援助等を行うことが加わり、従来にも増して専門的知識が必要とされることとなった。

このため、平成13年度より国立秩父学園において、知的障害者更生相談所の専門職員に対する研修会を実施しているところであるので、当該研修事業への参加についても、管下市町村、関係機関等に対して助言方願います。

5 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)は、昭和55年8月に、「国際障害者年の記念事業」として閣議決定され、国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、各種の生活相談、障害者施策等に関わる職員の研修、情報提供・啓発事業等を行っている。

相談事業は、身体障害者に関係する各種相談(年金、生活、就職、補装具等)を実施しており、来所、電話、文書、電子メールなどにより相談に対応しており、特に年金相談については、全国で唯一の障害者を対象とした専門相談窓口である。

また、全国の身体障害者福祉センター職員等を対象に、職務上の必要な知識、援助技術等を習得させることを目的とした研修事業を実施している。

管内の障害者福祉の推進、身体障害者福祉センター職員の質的向上等を図るため、これら事業を有効に活用されるよう管下市区町村、関係施設、団体等への助言方願います。

【連絡先】 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621
E-mail toyama@mub.biglobe.ne.jp
URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

6 専門職員の研修について

(1) 身体障害者リハビリテーション関係専門職員

身体障害者に対して有効なリハビリテーションを実施するためには、広範な領域にわたる福祉関係専門職員が互いに連携して取り組むことが重要である。

近年、身体障害者の高齢化とともに、障害の重度化、重複化の傾向にあり、一方、リハビリテーションニーズも複雑・多様化してきている。これらに対応するため、身体障害者のリハビリテーションに従事する各種専門職員の資質の向上を図ることが重要な課題となっている。

このため、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院及び全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）においては、リハビリテーション専門職員の研修事業を実施しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市におかれても、これらの研修事業を積極的に活用するようお願いする。

ア 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修

国立身体障害者リハビリテーションセンター学院は、国家資格である義肢装具士や言語聴覚士の養成をはじめ、身体障害者のリハビリテーションに従事する専門職員の研修を **資料2** (P61) のとおり実施することとしているので、市区町村等関係機関、施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願いしたい。

イ 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における研修

全国身体障害者総合福祉センターにおいては、国の委託事業として身体障害者

福祉関係職員の研修を資料3(P64)のとおり実施することとしているので、市区町村等関係機関、各施設等に対する周知及び職員の積極的派遣について助言方よろしくお願ひしたい。

(2) 知的障害関係専門職員

近年、知的障害者の高齢化、重度化等に伴い、その関係専門職員の資質向上を図ることは重要な課題となっている。

このため、国立秩父学園附属保護指導職員養成所において、知的障害関係福祉施設等において保護指導の業務に従事する職員の資質向上を図るための研修を資料4(P67)のとおり実施することとしているので、管下市区町村、関係機関等への周知及び積極的派遣について助言方よろしくお願ひしたい。

< 企画課社会参加推進室 >

1 障害者の社会参加促進事業について

障害者が住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できる環境を整備することは、「完全参加と平等」の理念を実現するうえで極めて重要である。このため、従来よりその推進にご尽力いただいているところであるが、平成14年度における障害者の社会参加促進事業については、以下の方針により実施することとしているので、各都道府県市の実情に応じた積極的な取り組みにより、一層の促進を図られたい。

なお、事業の実施に当たっては、身体、知的、精神の各障害分野の需要を適切に反映した事業量の確保を図るとともに、(1)、(2)の事業については、より効果的な実施を図るため、当事者団体の代表者等が参画する障害者社会参加推進センターを活用して実施することが適当であること。

(1) 障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業

ア 基本事業

平成14年度予算(案)においても、障害者が地域で自立した生活を送るうえで欠かすことのできない生活訓練、コミュニケーション手段の確保等にかかる事業について、引き続き推進を図ることとしている。また、盲導犬の新規育成頭数の増を図ることとしているので、障害者の需要を踏まえ、今後とも積極的な取り組みをお願いする。

イ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を試行的に実施しているところであるが、各都道府県・指定都市における早急な取り組みを支援するために、平成14年度予算(案)においては、実施か所数を30県・市とする予定である。

現在、本試行事業を未実施の都道府県・市については、社会福祉法人全国盲ろう者協会が行う「盲ろう者在宅福祉推進事業(社会福祉・医療事業団助成事業)」が実施されているところであるが、本試行事業の全国実施に向け事業の

実施及び必要な予算の確保について、早急に検討願いたい。

なお、本事業の国庫補助に当たっては、派遣対象者、派遣事由、手当額、事業の実施方法等について、各都道府県・指定都市の実情に即した弾力的な事業の実施に配慮することとしているのでご了知の上、盲ろう者団体等の意見を踏まえ、積極的な取り組みをお願いしたい。

ウ 障害者の情報バリアフリーの推進

情報通信技術（IT）の活用の推進については、政府が一体となって取り組んでいるところであるが、障害者施策においても、情報通信技術の利用機会や活用能力の格差（デジタル・ディバイド）是正の観点から、障害者の情報バリアフリーを推進しているところである。このため、平成13年度より、在宅の重度視覚障害者等が情報機器を使用する際に、障害あるが故に必要な周辺機器及びソフト等を購入する場合、それに要する費用の一部を助成する「障害者情報バリアフリー化支援事業」を予算化しているところであるが、一部県・市については、未実施のところもあるので、早急な実施をお願いしたい。

また、平成14年度予算（案）においては、①地域において、パソコンや周辺機器等の使用方法等についての支援を行うパソコンボランティアを養成し、個々の障害者の求めに応じてこれを派遣する「パソコンボランティア養成・派遣事業」、②企業等から譲り受けたパソコン機器等をリサイクルし、希望する障害者に無償で斡旋する「パソコンリサイクル事業」を新たに実施する予定であるので、「障害者情報バリアフリー化支援事業」と併せ、障害者の情報バリアフリーの総合的な推進を図るよう、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、「パソコンボランティア養成・派遣事業」の実施に際しては、障害の特性に応じたパソコン操作等に熟知している指導者が必要となることから、平成13年度においては、国際障害者交流センターにおいて「障害者パソコンボランティア指導者養成事業」を開催したところであり、さらに平成14年度からは、（財）日本障害者リハビリテーション協会においても「パソコンボランティア指導者養成事業」が実施される予定である。

これら事業は、年に数回実施することとしており、「パソコンボランティア養成・派遣事業」の円滑な実施にあたり、これら指導者養成事業の活用にもご配意願いたい。

○ パソコンボランティア養成・派遣事業の概要

I パソコンボランティア養成事業

1 事業内容

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成する事業

2 養成対象者

パソコンに習熟し、障害者等への支援に熱意を有する者のうち、実施主体が適当と認めた者

3 実施方法等

講習会等の方法により、概ね次の内容について講習を実施する。

- (1) 障害者福祉の基礎知識
- (2) 障害者の情報入手と活用
- (3) パソコンボランティア活動の実際
- (4) 支援技術に関する実習

4 パソコンボランティアの登録

- (1) 実施主体は、講習を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て、パソコンボランティアとして登録を行う。登録したパソコンボランティアについては、これを証明する証票を交付するとともに、本人のパソコンボランティアとしての活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付する。

- (2) 活動ができなくなったパソコンボランティアについては、証票を

返還させ登録を抹消すること。

II パソコンボランティア派遣事業

1 事業内容

障害者等のパソコン機器等の使用を支援するため、障害者等の申し出により登録されたパソコンボランティアを派遣する事業

2 派遣対象者

実施主体が必要と認めた障害者等

3 留意事項

- (1) パソコンボランティアは、障害者等の人格を尊重して活動するとともに、活動上知り得た秘密は守ること。
- (2) 手当等について必要な場合には実施主体が定めること。

○ パソコンリサイクル事業の概要

1 事業内容

不要となったパソコン機器等について、これを必要とする障害者等に斡旋する事業

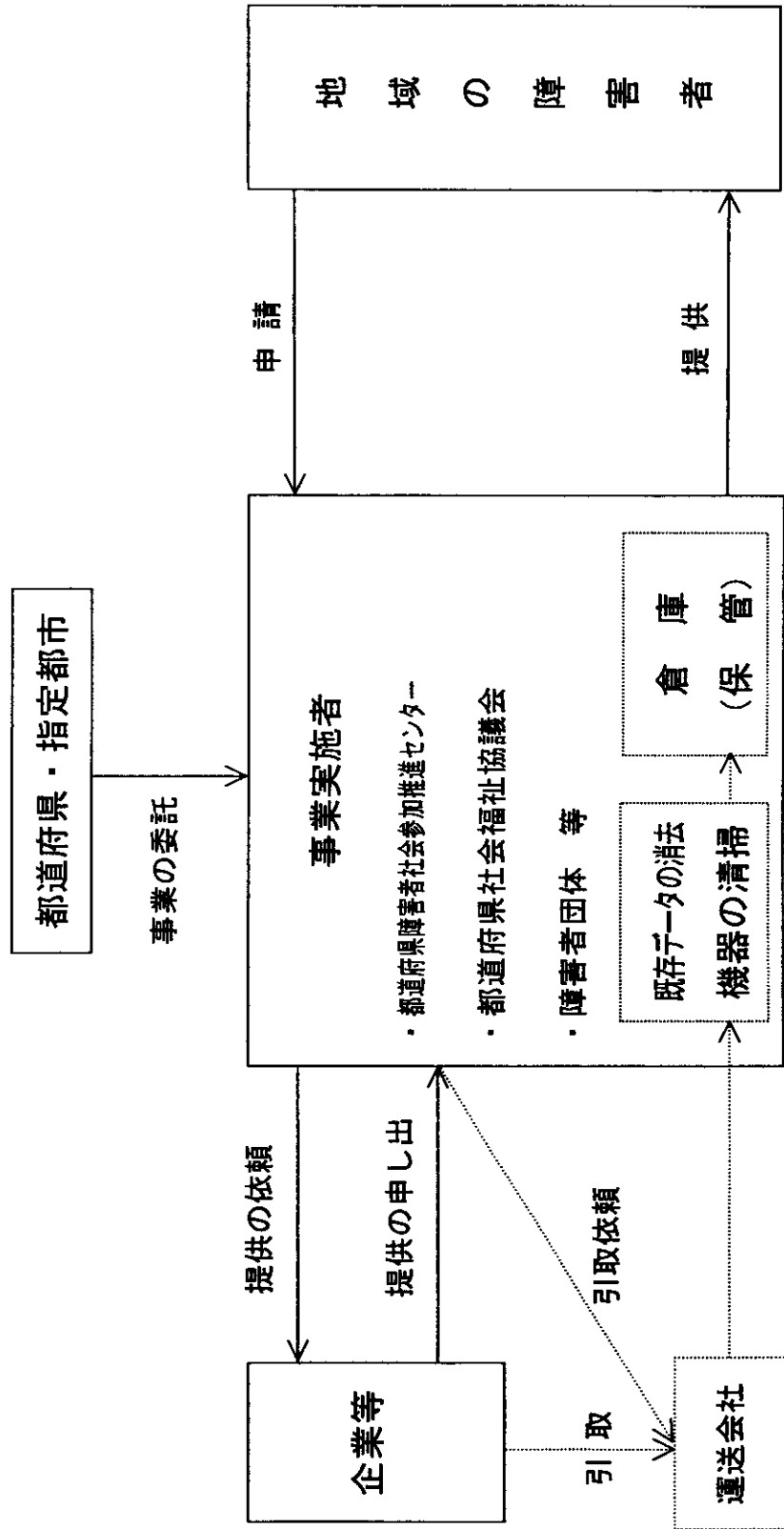
2 対象者

斡旋を希望する障害者等のうち、実施主体が適当と認めた者

3 実施方法等

- (1) 実施主体は、パソコン機器等の提供を申し出た企業及び個人ユーザー等から、これら機器等を譲り受ける。
- (2) 実施主体は、必要に応じ、譲り受けたパソコン機器等の清掃、データ及びソフトウェアの消去等（ソフトウェアについては、メーカーの承諾がある場合等を除く。）を行い、併せて適切にこれを保管する。
- (3) 実施主体は、斡旋を希望する障害者等からの申請に基づき、パソ

パソコンリサイクル事業の概要図



コン機器等の提供の決定を行う。

4 留意事項

(1) 実施に当たっては、著作権法等に抵触しないよう、メーカー等と十分調整のうえ実施すること。

(2) パソコン機器等の引渡し等に要する費用については、原則として受取る者の負担とすること。

エ 事業実施に当たっての留意事項

(ア) 手話通訳関係事業について

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、今後とも、手話通訳の養成及び派遣事業について、さらに取り組みを充実するとともに、一定の水準の手話通訳者等の養成に資するため平成10年度に策定した手話奉仕員・通訳者の養成カリキュラムに基づき、手話奉仕員と手話通訳者を明確に区分し、より積極的な推進を図られたい。

手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているが、各都道府県・指定都市の実施状況を見ると、未だ十分とはいえない実施主体もあるので、早急な対応に努められたい。

具体的な設置については、それぞれの公的機関に設置することが望ましいが、特定の場所に常設することが困難な場合には、例えば、都道府県の聴覚障害者団体に手話通訳者を配置し、その者が必要に応じて公的機関に赴いて行う等、創意工夫した設置を検討されたい。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管下市町村に対し、十分な指導をお願いする。

また、手話通訳の設置に当たっては、より高度な通訳技術を有する者を選任するよう、特段の配意をお願いする。

(イ) 盲導犬育成事業について

視覚障害者の重要な移動手段である盲導犬の育成については、従来よりご尽力いただいているところであるが、実働頭数をみると、現状は貸与希望者の要望を十分満たす水準とはいえない状況にある。

各都道府県におかれては、今後盲導犬の一層の普及を図るため、盲導犬の貸与を希望する視覚障害者の把握に努めるとともに、必要な頭数を確保できるよう予算措置等に格別の配慮をお願いする。

(ウ) 点字による即時情報ネットワーク事業について

本事業については、(福)日本盲人会連合から発信される毎日の新聞情報等を、地域の視覚障害者に点字物等として提供するものとして従来より実施されているところであるが、平成11年度第2号補正予算において、全国の点字図書館等に整備された「電話ナビゲーションシステム」を本事業に活用する場合は、当該システムの運用に係る経費を補助対象として差し支えないこととするので、ご承知願いたい。

(2) 「障害者の明るいくらし」促進事業

ア 事業の一層の推進

本事業は、都道府県障害者社会参加推進センター設置事業等の必須事業を始め、情報支援、スポーツ振興支援、啓発広報等、在宅の障害者が地域において共に暮らし、また、生活の質的向上を図るために重要な事業であることから、今後とも引き続き、事業の一層の推進に努められたい。また、事業の実施に当たっては、管下の障害者社会参加推進センターと緊密な連絡・調整を図り、身体、知的、精神の各障害分野の需要を踏まえつつ、均衡のとれた事業が実施できるよう配意願いたい。

イ 障害者芸術・文化祭開催事業の実施

障害者の芸術・文化の振興に関しては、障害者の生活を豊かにし、QOLをより一層高める観点から、障害者施策に関する長期行動計画及び障害者プランの中でも積極的に取り組むべき課題とされている。

このため、平成13年度より本事業を創設し、全国規模で障害者の芸術・文化活動を振興することとしたところであり、第1回芸術・文化祭は昨年12月に大阪府で開催されたところである。また、第2回は岐阜県で開催される予定となっており、詳細は別途通知することとしているので、開催及び作品募集等の周知について、特段の協力方を願います。

なお、本事業は、都道府県持回り式で毎年1回障害者芸術・文化祭を開催するものであるため、平成15年度以降の開催について、積極的なご検討を願いたい。

ウ 事業実施に当たっての留意事項

(ア) 「障害者110番」運営事業について

本事業は、障害者の権利擁護等、各種の相談に対応するためのものであるため、事業の実施に当たっては、障害者団体や障害者相談員等との連携を図りつつ、相談窓口の開設時間等については障害者等が利用しやすいように配慮すること。

(イ) 相談員活動強化事業について

本事業は、身体障害者相談員及び知的障害者相談員等の相談対応能力の向上と各相談員間の連携強化を目的としていることから、事業の実施に当たっては、具体的な事例を用いる等効果的な手法による研修を行い、真に必要な相談援助技術及び相談能力の研鑽が行われるよう配意されたい。

(3) 市町村障害者社会参加促進事業

本事業は、障害者の最も身近な市町村において障害者の自立と社会参加を促進するために行うものであり、障害者プランに基づき、概ね人口5万人規模を単位として実施することを目標として推進しているが、平成14年度予算(案)においては、引き続き事業の着実な推進を図るため、新たに70か所増の合計510か所で実施を予定している。

なお、人口規模が小さいこと等により、市町村が単独で実施することが困難で

ある場合には、障害保健福祉圏域内における複数市町村による共同事業として実施するなど、広域的な取り組みが必要である。したがって、今後ともこうした形での事業実施が必要な地域に対する指導並びに調整に努められ、事業の一層の推進を図るようご尽力願いたい。

また、人口5万人以上の市においても、未だ取り組みが行われていない市もあるので、平成14年度の実施に向けて特に重点的な指導をお願いしたい。

(4) 市町村障害者生活支援事業

本事業は、①在宅福祉サービス等の利用援助、②社会資源の活用や障害者自身の社会生活力を高めるための支援、③当事者相談等を総合的に実施することで障害者の地域生活を支援するものであり、また、平成15年4月より施行される支援費制度のもとでは、利用者に対する相談支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

障害者プランにおいては、障害保健福祉圏域（概ね人口30万人）に概ね2か所を目途に行うこととしており、平成14年度予算（案）では、事業の着実な推進を図るため、新たに30か所増の合計285か所で実施を予定している。

しかしながら、本事業については全体に取り組みが低調であり、特に人口規模の小さい市町村において、その傾向が顕著である。小規模市町村にあっては、この事業がその全部又は一部を身体障害者療護施設等を運営している社会福祉法人等に委託することも可能であることから、障害保健福祉圏域内の複数市町村による共同実施について指導及び調整に努められ、事業の一層の推進を図られたい。

なお、平成14年度においても、単独実施が可能な概ね人口15万人以上の市について、特に本事業の実施が促進されるよう重点的かつ積極的な指導をお願いしたい。また、広域実施の場合の核として期待される人口10万人以上の市についても、周辺町村を含めた共同実施について検討するとともに、その調整に時間を要する場合には先行的に単独で開始することも含め積極的な指導をお願いしたい。なお、事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮した公共施設の有効